

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた
出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書

入管庁管第 2532 号
国土建労第 329 号
令和 2 年 7 月 1 日

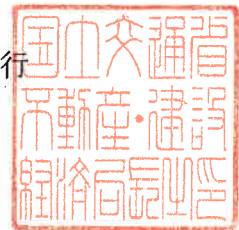
出入国在留管理庁次長

高 嶋 智 光



国土交通省不動産・建設経済局長

青 木 由 行



出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）を所管する出入国在留管理庁と建設業の発達、改善及び調整を所管する国土交通省不動産・建設経済局は、外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等（建設分野で就労する在留資格「技能実習」「特定活動（外国人建設就労者受入事業）」又は「特定技能」の外国人）の適正な就労監理を図るため、下記のとおり、必要な情報連携に関する措置を講ずることについて確認する。

記

1 基本方針

出入国在留管理庁及び国土交通省は、保有する情報のうち、外国人の出入国及び在留の管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に関して、必要な情報を相互に提供するものとする。

2 建設分野の特定技能外国人等に係る情報連携に関する措置

(1) 出入国在留管理庁が行う措置

ア 後記（2）アにより、国土交通省から別紙 1 により照会があった場合、照会項目に対応する特定技能外国人に関する情報を、原則として照会があった月の翌月の初日から 14 日以内に、CSV 形式等エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により、国土交通省に対して提供するものとする。

イ 後記（2）ウにより、国土交通省から情報の提供があった場合、提供を受けた情

報を、その内容に応じて各種の入国・在留審査等に活用するものとする。

(2) 国土交通省が行う措置

ア 建設特定技能受入計画（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第357号。以下「告示」という。）第3条の規定に基づき認定された建設特定技能受入計画。以下「受入計画」という。）の受入予定開始期間を過ぎた外国人については、告示に規定する受入報告等の適正な履行確保に努めるものとするが、必要な指導・助言等を尽くしてもなお受入報告等に係る情報を得られないものについては、別紙1により、CSV形式等エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により、月に一度、出入国在留管理庁に照会するものとする。

イ 上記（1）アにより出入国在留管理庁から提供があった情報については、告示第7条の適正就労監理機関による受入れ後講習の実施や、特定技能所属機関への巡回指導・助言等の告示に定める事務その他建設分野の外国人の適正な就労監理を確保するために活用するものとする。

ウ 受入計画の認定取消しを行った場合及び適正就労監理機関による巡回指導を行った際に特定技能外国人、特定技能所属機関に係る出入国管理関係法令等の不適正事案を認めた場合には、随時、関係する情報を、別紙2により、関連する受入計画を添付の上、出入国在留管理庁に通報するものとする。

3 失踪技能実習生等に係る情報連携に関する措置

(1) 出入国在留管理庁が行う措置

ア 外国人技能実習生の失踪を把握した場合には、当該技能実習生、当該技能実習生に係る監理団体・実習実施者等の情報を、別紙3により、把握した当月分を、翌月の初日から14日以内に、CSV形式等エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により、国土交通省に対し、提供するものとする。

イ 後記（2）により、国土交通省から情報の提供があった場合、提供を受けた情報を、その内容に応じて各種の入国・在留審査等に活用するものとする。

(2) 国土交通省が行う措置

上記（1）アにより出入国在留管理庁から提供があった情報については、受入計画の審査、適正就労監理機関による特定技能所属機関への巡回指導、外国人建設就労者受入事業における適正監理計画の審査等に活用するものとする。この際、出入国管理関係法令等の不適正事案を認めた場合には、随時、関係する情報を、別紙2により、出入国在留管理庁に通報するものとする。

4 情報提供の条件

出入国在留管理庁及び国土交通省は、提供を受けた情報について、外国人の出入国及び在留の公正な管理・運用並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理・運用のみを目

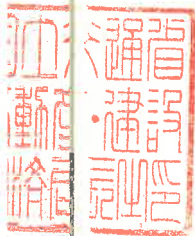
的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者に提供することは行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するものとする。

5 その他

本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、出入国在留管理庁次長と国土交通省不動産・建設経済局長が、その都度協議の上、決定するものとする。


6 適用

本確認書の適用の開始日は、令和2年7月1日とする。



<別紙1>

文 書 番 号
元号〇〇年〇〇月〇〇日



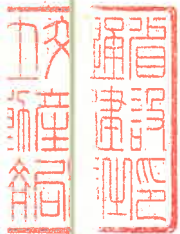
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに建設分野の外国人の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書に基づく照会について
標記について、別紙記載の外国人に係る下記の情報を提供願いたく照会します。

記

- 1 在留資格「特定技能」に係る在留資格認定証明書の交付，不交付の別
- 2 在留資格「特定技能」に係る上陸許可年月日
- 3 在留資格「特定技能」に係る在留資格変更許可年月日
- 4 在留資格「特定技能」に係る在留カード番号





<様式1(別紙)>

国土交通省記入欄(照会)				出入国在留管理庁記入欄(回答)			
氏名(英字)	国籍・地域	性別	生年月日	在留資格認定証明書 交付,不交付の別	上陸許可年月日	最新の在留資格変更許可 年月日	最新の在留カード番号
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

文 書 番 号
元号〇〇年〇〇月〇〇日

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長


外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに建設分野の外国人の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書〇〇に基づき、下記の外国人等について、通報します。

記

通報 対象者	※ 外国人である場合は、氏名・国籍・性別・生年月日， 受入建設企業等である場合は、名称・所在地・代表者等， 特定可能な情報を記載する	
通報の概要	概要	※ 通報に係る事案の種類を記載（例：出入国管理関係法令違反，認定受入計画の取消し）を記載する。
	内容	※ 通報に係る事案に関し，通報元において認めた事案の内容を可能な限り具体的に記載する。 ※ 関係法令違反の場合には，根拠条項も記載する。
備 考	※ 関係する資料（受入計画等）がある場合には，別添する。	

<別紙 3 >

文 書 番 号
元号〇〇年〇〇月〇〇日



国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに建設分野の外国人の適正な就労
監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情
報連携に関する確認書に基づく情報提供について
標記について、別紙記載の失踪技能実習生等に係る情報を提供します。



